

香川県農業近代化資金利子補給承認基準

平成2年2月 28 日 制定

令和8年9月 29 日 最終改正

農業近代化資金の利子補給承認に当たっては、法令・規程等に定めるもののほか、次の基準に適合するものについて、これを行うものとする。

区分	項 目	承 認 基 準	備 考
1 号 資 金 (建構 築 物 等 取 得 等 資金)	1 農舎	(1) 申請手数料(電気・水道)、工事負担金、登録免許税、不動産登記に係る司法書士等への報酬、火災保険等の保険料、施設設計業者等への謝礼などは事業費に含めない。 (2) 融資対象外施設を併設する場合は、借入者の経営等の実情からそれが合理的かつ有効的であると認められる場合に限り、農舎部分の事業費に含めて融資対象とすることができる。 この場合、次の全ての条件を満たしていなければならない。 ア 農舎部分と融資対象外施設の事業費が明確に区分できること。 イ 農舎部分の事業費が全体の事業費の2分の1以上であること。 ウ 農舎部分の床面積が全体の床面積の2分の1以上であること。 エ 農舎部分が農舎以外の用途に使用されるおそれがないこと。	床面積は「床面積の算定方法について」(昭和 61 月4月 30 日建設省住指発第 115 号)を基準として算出する。
	2 農作物育成管理用施設	施設園芸用施設(栽培温室(ガラス温室、ビニール温室等)、雨よけ施設(ぶどう)等)については、下記の要件を満たすものであること。 (1) 施設面積又は栽培面積が5アール以上であること。 (2) 耐用年数が5年以上であること。 なお、施設園芸用施設については、省エネルギー対策の推進のため、次のとおり制限する。 (1) 加温用石油を使用する場合 次のいずれかの装置を備えたものに限る。 ア 施設内の保温用カーテン イ 夜間の変温管理装置 ウ 効率的な自然換気装置 (2) 加温用石油を使用しない場合 (1)のウ及び必要に応じ(1)のアの装置を備えたものに限る。	施設園芸用の施設の貸付対象者は、原則として施設園芸の集団産地又は集団産地になりうる地域であって、施設園芸経営に熱意と能力があると認められるものであること。
	3 果樹棚	ぶどう、キウイフルーツ、なし等の栽培適地であって、原則として共同集出荷等が可能と認められる地域であること。	
	4 堆肥舎等	(1) 良質堆肥の生産可能な構造を有し、かつ、経営規模に適合するものであること。 (2) 家畜保健衛生所等関係機関と密に連携すること。	
	5 灌水施設	借入申込希望書提出以前に地域と水利の調整ができていること。	
	6 農産物処理加工施設等	(1) 事業計画及び収支計画が適正であること。 (2) 経営規模等を勘案し、適正規模であること。	
	7 きこの栽培施設	立地条件等栽培の適地であって、栽培経験若しくは熱意等があり、事業計画が適当と認められること。	
	8 小農機具類	小農機具類は、多数をセットで購入する場合等金額が相当額に達する場合には、貸付対象とする。	
	9 農機具	貸付対象	トラクター、田植機、収穫機等

区分	項 目	承 認 基 準		備 考
1 号 資 金 (建構 築 物 等 取 得 等 資金)	9 農機具	安全性	(1) 農業機械化促進法(昭和 28 年法律第 252 号。平成 30 年4月1日廃止済。)に基づく型式検査又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「農研機構」という。)が行う安全鑑定の対象機種種の農業機械を導入する場合には、型式検査に合格したもの又は農研機構において安全である旨の鑑定が行われたものを融資対象とする。 (2) 農研機構が行う安全性検査の対象機種を導入する場合には、検査に合格したものを融資対象とする。 (3) 上記以外の機種にあつては、安全防護装置等が装備され、作業者等に危険を及ぼすおそれのないものであること。 ※ 銘柄、機種、型式、能力等が明記された見積書を添付すること。 ※ 農業機械型式検査、安全鑑定又は安全性検査の対象機種については、合格確認調書等を添付すること。	
		適正規模	農家の経営面積、経営の内容等からみて、農業経営の改善意欲、機械器具の導入による経済効果を考慮し、過剰投資とならないこと。	
		その他	(1) 原則として農業機械銀行及びこれに準ずる組織に登録されている作業受託者にあつては、その代表者の証明がある場合に限り、受託面積を利用面積に加算することができる。 (2) 連帯債務とする場合は、各人の経営改善資金計画書を添付すること。この場合、名義貸し等があれば承認を取り消すこともあるので、融資機関において十分注意すること。連帯債務は3人まで。 (3) 融資機関においては、下取り、値引き等の価格を明らかにした上で適切に見積もられたものであることを確認すること。 「下取り」がある場合はその下取り価格は全額自己資金とし、「値引き」がある場合は、値引き後の事業費を融資対象とする。 (4) 中古の農業機械は、農機具販売業者等で整備点検されたものを当該業者と売買契約等を締結したうえで購入する場合に限る。なお、評価額・耐用年数等については販売業者等から情報を得たうえで十分に検討し、決定する。	
	10 農用地改良造成用機具	借入者の当該機具の利用計画等を勘案して真に必要と認められる場合に限り対象とする。		
	11 運搬用機具	(1) 経営規模、経営内容、農業所得等を検討のうえ、運搬車の導入により、農業経営が改善されると認められるものであること。 (2) 運搬用機具の範囲は、利用計画等によりもっぱら農業経営の用に供されることが確実に認められる農用自動車及び牛乳輸送車等その用途が農業と密接に関連した事業に利用される運搬車とすること。なお、オート二輪車及び自転車は融資対象外とする。 (3) 事業費には、取得税、登録料、重量税、保険等は含まない。エアコン取得費は事業費に含めることができる。 (4) 自動車保険(任意)に加入するものとする。		自動車検査証に最大積載量の記載があること。
	12 生産・経営管理情報処理用機具	(1) 生産・経営管理情報処理用機具とはコンピューター本体及びそれに付随する周辺機器をいう。周辺機器のみの導入は原則としてできない。 (2) 農業経営のため利用すると認められるもの。 (3) 使用するに足る能力を有するもの。		
	13 未利用資源活用施設	太陽熱、地熱、風力等の自然エネルギー及びもみがら、木くず、家畜ふん等副産物又は廃棄物のエネルギーを農業用のエネルギーとして活用するために必要な蓄熱装置、集熱装置、燃焼装置、熱交換器、発電施設及び発酵施設等とする。		

区分	項 目	承 認 基 準		備 考
1 号 資 金 (建 構 物 等 取 得 等 資 金)	14 農業労働力確保施設	(1) 農業労働力確保施設の改良、造成又は取得に必要な資金を対象とする。 農業労働力確保施設とは、雇用労働者が農作業等に従事する際、生活面等で必要最小限整備する必要があると認められ、かつ雇用者側が整備することが適当と認められる施設をいう。 例 宿泊施設(単身者用宿舍及び世帯用宿舍並びに一時的に集中する農作業等を泊まりがけで行うための簡易な宿泊施設) 休憩施設(食堂、浴室、食堂に付随して設置する給湯・水道・ガス設備・トイレ等の本資金の趣旨に即して適当と認められるもの。) (2) 当面、自宅等と別に設置する施設に限り貸付対象とする。		
	15 観光農業施設	観光農業施設とは、観光農園管理施設、農産物直売施設、観光樹木、こん虫等養繁殖施設、駐車場、便所、総合案内所、休養施設、観光農業センター、自然景観保全施設、自然観察用動植物園等施設、特産民芸品加工施設、更衣施設、ごみ焼却施設、屋内外調理施設、農家民宿施設、体験学習施設又はこれらと一体的に機能する食品提供施設(主として観光農園等で生産される農畜産物を飲食の用に供するものに限る。)とする。		自然景観保全施設として貸付対象となるものは、遊歩道、連絡道、探勝路又は風侵食防止施設とする。
2 号 資 金 (果樹等植栽育成資金)	1 植栽資金	植栽費の範囲は、園地整備(地ごしらえ、石垣積、土波打、深耕、拔根等)、樹苗養成、播種又は定植に要する次のような直接的現金経費とする。 ・種苗代 ・苗木代 ・人件費 ・第1年目の肥料代		樹園地整備のみの事業は、4号資金で取り扱う。
	2 育成資金	育成費の範囲	育成費の範囲は、次のような直接的現金経費とする。ただし、育成期間中のものに限る。 ・肥料代 ・農薬代 ・人件費	
		貸付対象期間	貸付対象期間は、おおむね次のとおりとする。 ・果樹、オリーブ、茶 : 植栽後7年 ・ホップ、桑、アスパラガス : 植栽後3年	
		貸付対象者	貸付対象となる果樹の樹園地の面積(いわゆる未成園面積)又はその他の永年性植物の栽培面積が5アール以上の者	
		貸付方法	貸付金額は、全育成期間を通ずる所要経費の額とし、具体的な貸付に当たっては、育成期間中の各年の借入希望額を明らかにした上、単年度ごとの必要経費の額を単位として貸し付ける。 なお、利子補給承認は、全育成期間を通ずる貸付額について一括してこれを行うこととする。	
	1 購入資金	貸付対象となる家畜	乳牛、繁殖用牛、繁殖用豚、肥育牛、その他家畜	

区分	項 目	承 認 基 準		備 考
3 号 資 金 (家畜 購 入 育 成 資金)	1 購入資金	貸付対象者	(1) 肥育牛、肥育豚及び鶏の購入を行う場合については、次のア及びイを満たす者(肥育牛にあつてはウのみを満たす者を含む。)に限ることとする。 ア 次のいずれかの地域において畜産経営を行う農業者であること。 (ア) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第6条第1項の規定により指定された農業振興地域(同法第4条第1項の農業振興地域整備基本方針において農業振興地域として指定することを相当とする地域として定められた地域を含む。) (イ) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第 19 号)第2条の過疎地域 (ウ) 山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域 (エ) 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和 29 年法律第 182 号)第2条の4第1項の規定による協議に係る市町計画が作成された市町の区域 イ 借受者が次の(ア)に掲げる飼養規模の目標に到達するため、(イ)に掲げる飼養規模の拡大を行おうとするものであると認められること。 (ア) 飼養規模の目標 肥育牛 常時 5頭以上、肥育豚 常時 120 頭以上、 採卵鶏 常時 成鶏 3,000 羽以上、採肉鶏 常時 5,000 羽以上 (イ) 飼養規模の拡大(増加頭羽数) 肥育牛 常時 2頭以上、肥育豚 常時 30 頭以上、 採卵鶏 常時 成鶏 2,000 羽以上、採肉鶏 常時 3,000 羽以上 ウ 預託実施農業協同組合等が、肥育牛を飼養する農業者に対して肥育牛の飼養管理を預託する場合 (ア) 農協又は同連合会については、肥育牛の飼養管理の預託が次の要件を満たすものであること。 a 肥育牛の飼養管理の預託を受けた農家がイの要件を満たすものとなること。 b 肥育牛の所有権、処分権等権利義務関係を明確にした預託契約を締結していること。 c 預託契約において設定された金利が農業近代化資金の農協等に対する貸付金利と同水準以下に設定されていること。 (イ) 農業振興公益法人については、当該法人が次の要件の全てを満たすものであること。 a 肥育牛の飼養が当該法人の主たる業務に付随して行われるものであること。 b 当該法人のある地域において肥育経営が極めて少なく、その行う肥育牛の飼養が地域の畜産経営と競合しないこと。 c 肥育の用に供する牛の購入は、当該法人のある地域内からの購入に限ること。 (2) 牛、豚、鶏以外の家畜の購入を行う場合については、(1)のアの(ア)から(ウ)の地域の農業者に限ることとする。	家畜の購入にあたっては、地域指定又は生産調整など別途規定のあるものについては、それに従うこと。
		貸付金額	肥育牛、肥育豚及び鶏の購入を行う場合、貸付金額を定めるに当たって、貸付対象とすべき頭羽数は、飼養規模の拡大に見合う増加頭羽数(肥育牛にあつては、飼養規模の拡大に見合う増加頭羽数に飼養規模を維持するために購入することが必要な頭数を加えた頭数)とし、標準単価は、家畜の飼養の実態及び市場価格の状況を勘案して定めるものとする。	

区分	項 目	承 認 基 準		備 考
3 号 資 金 (家畜 購 入 育 成 資金)	2 育成資金	貸付対象となる 家畜	乳牛、繁殖用牛、繁殖用豚、肥育牛、その他家畜	
		育成費の範囲	育成費の範囲は、次のような直接的現金経費とする。ただし、育成期間中のものに限る。 ・飼料代 ・衛生費 ・種付料 ・人件費	
		貸付対象頭数	肥育牛の育成の場合にあっては、飼養規模の拡大に見合う増加頭数に飼養規模を維持するために購入することが必要な頭数を加えた頭数とする。	
		貸付対象期間	以下の家畜については、貸付対象期間をおおむね次のとおりとする。 ・乳牛 : 生後 28 か月 ・繁殖用牛: 生後 34 か月 ・繁殖用豚: 生後 16 か月 ・肥育牛 : 生後 24 か月 ・採卵鶏 : 生後 150 日	
		貸付対象者	(1) 繁殖用牛の場合にあっては2頭(成畜を含む。)以上、繁殖用豚の場合にあっては3頭(成畜を含む。)以上を現に飼養していること。 (2) 肥育牛の場合にあっては、購入資金の貸付対象者(1)の要件を満たすこと。	
		貸付方法	果樹等の育成資金の貸付方法に準ずるものとする。	
4 号 資 金 (小土 地 改 良 資 金)	1 事業規模	耕地防風林の場合は、知事が利子補給承認に際して承認した規模とする。		事業費は、香川県農業近代化資金融通措置要綱(以下「要綱」という。)第2の1の(3)のエ又は第2の2の(3)のエで規定する規模とする。
	2 貸付の制限	コンクリート畦畔整備事業については、原則として認めない。ただし、すでに一定程度の大区画に区画整理が施行されている地区及び地形上区画整理が不適当で、今後区画整理の見込みのない場合に限り認めることができる。		左記に該当する旨の市町長の証明が得られること。
6 号 資 金 (農村 環 境 整 備 資金)	1 農業管理センター	農業管理センターとは、次の(1)から(5)を総合的に行う施設をいい、貸付対象となるものは、これに必要な建物、電子計算機、送受信機等の施設とする。 (1) 作付計画、集出荷計画、施設利用計画、労働力需給計画等の樹立及び調整 (2) 情報の収集及び伝達 (3) 技術及び経営に関する指導及び研修 (4) 農産物等に関する検査 (5) 農業機械の管理及び利用調整		
	2 下水道施設	下水道施設とは、浄化槽、排水管等下水道事業に必要な施設とする。		
	3 ガス供給施設	ガス供給施設とは、充填タンク、充填装置、容器置場、車両、建物、構築物、ガスメータ等ガス供給事業に必要な施設とする。		
	4 農業者等健康増進施設	農業者等健康増進施設とは、農業者トレーニングセンター、農業者健康管理施設、運動広場施設又は農村広場施設とする。		
	1 農村給排水施設取得等資金	農業集落排水施設整備事業等との整合性に配慮するものとする。		

区分	項 目	承 認 基 準	備 考
7 号 資 金 (大臣 特 認 資金)	2 特定農家住宅 資金	(1) 要綱第2の1の(3)の力の(イ)の a の(b)の「知事が認めた者」とは、要綱第2の1の(3)のオの(キ)の a の認定を受けた者とする。 (2) 要綱第2の1の(3)の力の(イ)の a の(c)の借入資格者は、自立経営を志向して現に部門経営を行っている農業後継者を対象とする。 なお、利子補給承認は、婚姻の相手方が決まった時から婚姻関係の成立後5年以内の間に申請のあったものに限る。 ただし、貸付を受けようとする農業後継者が満 25 歳以上の場合にあつては、婚姻の相手が決まっていなくても申請できるものとする。 (3) 要綱第2の1の(3)の力の(イ)の a の(c)の「知事が特に必要と認めた場合」とは、次に掲げる要件に適合する場合に限る。 ア 歴史的、社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている農業地域における農業後継者の確保及び農業経営の改善に必要不可欠なものであること。 イ 借入申込者は、自立経営となるための総合的な経営改善計画を作成し、その経営改善の目標が、知事が定めた指標におおむね準拠したもので、達成が確実であると見込まれる場合であること。 ◎指標:5～10 年後の農業所得 410 万円 〔「香川県農業経営基盤強化促進基本方針」(令和5年4月)の所得目標による。〕 (4) 要綱第2の1の(3)の力の(イ)の a の(d)の「知事が特に必要と認めた場合」とは、次のような場合である。 ア 経営移譲に伴って経営の基盤を充実させる上で必要な場合であること。 イ 新たな作目を基幹として経営の改善を図ることに伴って必要な場合であること。 ウ 集落排水事業が行われ又は今後行われることが確実な地域において、農業生産環境の改善が効率的に図られる場合であること。	

附 則

- この基準は、平成2年4月1日以降の利子補給承認から適用する。
- この基準の適用前の利子補給承認については、なお従前の例による。
- 香川県農業近代化資金利子補給承認審査基準は廃止する。

改正附則

- この改正基準は、平成3年 10 月1日以降の利子補給承認から適用する。
- この改正基準の適用前の利子補給承認については、なお従前の例による。

改正附則

- この改正基準は、平成5年4月1日以降の利子補給承認から適用する。
- この改正基準の適用前の利子補給承認については、なお従前の例による。

改正附則

- この改正基準は、平成6年9月1日以降の利子補給承認から適用する。
- この改正基準の適用前の利子補給承認については、なお従前の例による。

改正附則

- この改正基準は、平成8年4月1日以降の利子補給承認から適用する。
- この改正基準の適用前の利子補給承認については、なお従前の例による。

改正附則

- この改正基準は、平成 13 年6月1日以降の利子補給承認から適用する。
- この改正基準の適用前の利子補給承認については、なお従前の例による。

改正附則

- この改正基準は、平成 15 年3月3日以降の利子補給承認から適用する。
- この改正基準の適用前の利子補給承認については、なお従前の例による。

改正附則

- この改正基準は、平成 16 年6月 16 日以降の利子補給承認から適用する。
- この改正基準の適用前の利子補給承認については、なお従前の例による。

改正附則

- 1 この改正基準は、平成 17 年 5 月 10 日以降の利子補給承認から適用する。
- 2 この改正基準の適用前の利子補給承認については、なお従前の例による。

改正附則

- 1 この改正基準は、平成 18 年 2 月 10 日以降の利子補給承認から適用する。
- 2 この改正基準の適用前の利子補給承認については、なお従前の例による。

改正附則

- 1 この改正基準は、平成 22 年 5 月 17 日以降の利子補給承認から適用する。
- 2 この改正基準の適用前の利子補給承認については、なお従前の例による。

改正附則

- 1 この改正基準は、令和 5 年 3 月 17 日以降の利子補給承認から適用する。
- 2 この改正基準の適用前の利子補給承認については、なお従前の例による。

改正附則

- 1 改正基準は、令和 8 年 10 月 1 日以降の利子補給承認から適用する。
- 2 この改正基準の適用前の利子補給承認については、なお従前の例による。